

お知らせコーナー

高齢者・障害者のための無料法律相談

相続、遺言、権利侵害、その他トラブルなど、法的な問題について弁護士が無料で相談に応じます。

【日時】6月24日(水)午前10時～正午

成年後見専門相談

成年後見制度や任意後見制度について専門家が無料で相談に応じます。

【日時】6月10日(水) (弁護士)

※変更になる場合があります。お問合せください。
午後1時30分～午後3時30分

*新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4・5月の相談は中止とします。
*上記、高齢者・障害者のための無料法律相談及び成年後見専門相談は、事前に電話で相談内容を確認の上、予約を受け付けます。定員になり次第締め切ります。

【開催場所・問合せ・申込先】清瀬市コミュニティプラザひまわり(2F) きよせ権利擁護センターあいねっと ☎042-495-5573

地域協働事業企画募集

非営利活動団体とボランティア・市民活動センターの双方の力を活かし、地域をよくする企画を募集します。事前相談の上、企画を受け付けます。

【対象】 ボランティア・市民活動団体などの非営利組織が令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間で行おうとしている取り組み
【協働例】 ①取り組み実施に関する会議・打合せ参加 ②広報の協働 ③関係ネットワークの活用 ④ボランティア調整 ⑤活動場所・備品貸し出しなど
※令和元年度は「きよせねこまつり」を地域協働(モデル)事業として実施しました。

【相談期間】5月1日(金)～5月29日(金) (予約制)

【企画受付】6月15日(月)まで

【決定】6月下旬

【問合せ・申込み】きよせボランティア・市民活動センターへ ☎042-491-9027

～安心をサポート～ “ふれあいコール” (訪問電話) をご存知ですか？

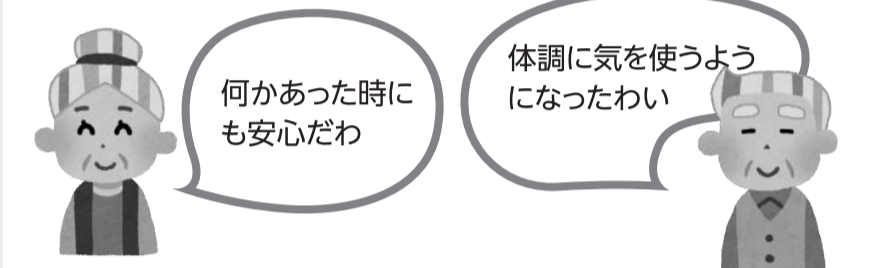
市内にお住まいの65歳以上の一人暮らしの高齢者の方

毎週月曜～金曜、原則午前9時～午前11時の間に電話訪問員により安否確認のお電話をいたします！

(但し、祝祭日・年末年始除く)

健康状態や日常生活の事を伺い必要に応じて各種情報提供も行います。

利用料金は無料、利用回数も週1回から受付いたします。お気軽にご相談、ご利用ください。



【問合せ・申込み】社会福祉協議会 地域福祉係 ☎042-495-5333

講座中止(延期)のお知らせ

下記の講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止・延期とさせていただきます。改めて実施をする場合は、本会WEBサイト、本紙(きよせ社協だより)でお知らせいたします。

- 音訳初級講座
- シニアのための男性料理教室

【問合せ】きよせボランティア・市民活動センター ☎042-491-9027

職員募集

◆職種	【嘱託】①生活支援員 ②相談支援職員 【臨時】③生活支援員	◆給与	①②月額211,000円 ③時給1,050円 いずれも、別途交通費、賞与、資格手当あり(規定による)
◆内容	①、③生活介護における生活支援業務(日中活動支援、食事介助、入浴介助など) ②相談支援事業所における相談業務など	◆社会保険	健康保険、厚生年金、労災、雇用
◆採用予定日	令和2年5月1日(応募相談)	◆勤務場所	清瀬市障害者福祉センター (清瀬市上清戸一丁目16番62号)
◆勤務時間	①②8時30分～17時15分 ③9時～17時(休憩1時間) いずれも年末年始、祝日を除く月曜日から金曜日	◆申込締切	令和2年4月17日(金)必着
		◆試験日	①②令和2年4月20日(月)8:30開始 ③申込者に別途連絡

※その他、詳細については、本会ウェブサイトの募集要項をご確認ください。 担当:社会福祉協議会 総務係 042-495-5333

たまてばこ

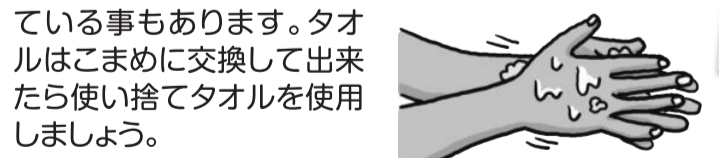
このコーナーでは健康や福祉、ちょっとした生活のお役立ち情報などを幅広く紹介していきます。

なぜ、手洗いは必要？

ウイルスや菌は目に見えないので、誰もが知らず知らずのうちに、持ち込んだり、持ち出したり、広げたりすると考えられます。手洗いはこの感染経路を遮断するためにとても簡単な大切な方法です。

しかし、自分ではちゃんと洗っているつもりでも意外と洗い残していることが多いのが…指の間、指先、手首、親指は大人でも洗っていません。

こんなことしていませんか？手を洗った後、拭くものがなくて手をブラブラ自然乾燥…実は手を濡れたままにしておくと雑菌がつきやすくなってしまいます。せっかく洗ったのに台無しです。では何で拭きますか？菌は湿ったところが大好き。使用したタオルは菌が繁殖し



ている事もあります。タオルはこまめに交換して出来たら使い捨てタオルを使用しましょう。
話は変わりますがみたらし団子は好きですか？みたらし団子を漢字にすると『御手洗団子』と書きます。
御手洗は神社の社頭にあり参拝者が神仏を拜む前に水で手や口を洗い清めるところです。京都、下鴨神社には平安時代から続く『御手洗祭』という祭りがあり、その時境内で売られて名物となった串団子が『御手洗団子』と呼ばれるようになりました。この『御手洗祭』は疫病を払い無病息災をお祈りするお祭りだそうです。

例えば正会員1口500円はこのように使われています

制度を補う社協のサービス

- ・車いすの貸出
- ・ふれんどサービス(家事支援等の有償たすけあいサービス)
- ・電話訪問による安否確認

福祉のまちづくり

- ・市内小・中学校へ福祉教育
- ・ボランティア養成講座の開催

情報発信

- ・福祉のことや各種講座情報など幅広い情報を地域へ発信

地域活動の応援

- ・備品貸出
- ・小地域福祉活動への助成

会費500円の場合

- 約115円
- 約225円
- 約160円

貸出用車いす、ふれんどサービス、福祉教育、ボランティア養成講座、かわらばん、社協だより 広報紙

皆様からいただいている貴重な会費は市内の福祉活動に活かされています。

加入方法

◆窓口での加入

平日：午前8時30分～午後5時

- ・社会福祉協議会
- ・障害者福祉センター
- ・きよせボランティア・市民活動センター
- ・市役所 地域包括ケア推進課
- ・松山地域市民センター
- ・野塩地域市民センター

※きよせボランティア・市民活動センターは、月～土：午前9時～午後5時

◆郵便振替による加入

【ゆうちょ銀行】
00150-7-21723
加入者名 清瀬市社会福祉協議会

【他金融機関】
ゆうちょ銀行 〇一九店
当座 0021723
口座名 清瀬市社会福祉協議会

※郵便振替での加入の場合、お客様控えが会員証の代わりになりますので大切に保管してください。会員証が必要な場合はご連絡ください。

◆会員様(昨年度加入者)

地区福祉員が何つか、または社協から郵便振替用紙を送付させていただきますので引き続きご協力をお願いいたします。

【問合せ】社会福祉協議会 総務係 ☎495-5333

【令和2年度事業計画及び予算について】 予算総額400,236千円 (前年度比5%増)

概要をご説明します。詳細は、社協のHPをご覧ください。

- 地域福祉・在宅福祉・助成事業 (47,314千円)
 - 住みやすい地域を目指して、住民相互の連携やたすけあいの仕組みづくりを行います
 - 福祉情報誌(福祉情報を分かりやすくまとめた冊子)を作成、発行します
 - 生活困窮世帯への食糧支援の仕組みづくりに取り組みます
- ボランティア・市民活動センター事業 (14,783千円)
 - 市民が学び、体験、参加できる場づくりを行います
 - 活動団体の取り組みを促進するため、災害ボランティアセンターの運営準備を進めます
 - 多様な主体の参画、協働を目指してセンターと非営利活動団体を中心とした地域協働事業に取り組みます

- 相談支援事業 (62,623千円)
 - 権利擁護事業
判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助を行います。また、後見制度の手続支援や各種講演会を実施します
 - 地域包括支援センター事業
高齢者の方が地域で安心して生活できるよう総合的に支援を行います
 - 生活福祉資金貸付事業
低所得、高齢者、障害者世帯に、世帯の安定と自立を図るため、各種貸付を行います
- 障害者福祉センター事業 (231,808千円)
 - 障害のある方やその家族が安心して地域で暮らせるよう各種サービスの提供、相談を行います
- その他事業
 - 歳末たすけあい運動事業 (171千円)
 - 収益事業 (891千円)
 - 法人運営事業 (42,646千円)